

2024年1月4日

各位

会社名 株式会社オルトプラス
代表者名 代表取締役 CEO 石井 武
(コード番号：3672 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 取締役 CFO 川戸 淳裕
(Tel. 050-5306-9094)

(開示事項の経過)

損害賠償請求訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

2018年7月3日付「XPEC Entertainment Inc. 及び同社前董事長である許金龍氏に対する訴訟の提起等のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、当社の資本業務提携先であった XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司。現 齊民股份有限公司。以下「XPEC 社」といいます。) 及び XPEC 社の前董事長である許金龍氏 (以下「許氏」といいます。) を相手方 (被告) として、損害賠償請求訴訟 (以下、「本訴訟」といいます。) を提起しておりましたが、2023年12月29日に本訴訟について台湾台北地方法院より判決 (以下、「本判決」といいます。) の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言渡しのあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：台湾台北地方法院
- (2) 判決日：2023年12月29日

2. 訴訟の経緯

当社は、2016年4月25日付「XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司) との資本業務提携及び第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」にて開示したとおり、XPEC 社との資本業務提携を開始すると共に、Eminent Global Limited が保有する XPEC 社株式の取得、及び XPEC 社に対する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といいます。) の割当てを行いました。

当社と XPEC 社は、契約に基づき資本業務提携に関する具体的な協議を進めておりましたが、2016年9月14日付「台湾 XPEC 社に関する報道と当社業績への影響について」にて開示したとおり、百尺竿頭數位娛樂有限公司による XPEC 社に対する公開買付が中止となって以降、XPEC 社株式の株価下落が続くとともに、2017年9月12日付「XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司) に関する当社の対応状況について」にて開示したとおり、2016年11月17日に XPEC 社株式の台湾グレート証券市場 (GreTai Securities Market) での取引が停止され、2017年10月19日付で XPEC 社株式は上場廃止となりました。

このような経緯から、当社は、2016年10月3日付及び2017年1月6日付「特別損失 (投資有価証券評価損) の計上に関するお知らせ」にて開示したとおり、XPEC 社株式に関する投資有価証券評価損として、2016年9月期に450百万円、2017年9月期に90百万円を計上いたしました。

また、2016年9月に XPEC 社の当時の董事長である許氏が台湾検察当局に逮捕・勾留され、2017年2月に台湾の証券取引法違反等の疑いで許氏を含む関係者が起訴され、XPEC 社経営陣の辞任や交代が相次ぎました。そのような状況下において、当社は XPEC 社との協議を継続するだけでなく、台湾及び日本の法律専門家と、本件に関する対応方針及び当社が被った損失を回復させるための法的手段について検討を重ねておりました。そして、2018年2月2日の一審判決において、許氏を含む関係者に対して有罪判

決が下されたことを踏まえ、XPEC 社及び許氏に対して損害賠償請求を行うことが相当であると判断いたしました。

2018年5月31日付「XPEC Entertainment Inc.による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による当社株式の取得及び一部売却について」にて開示したとおり、XPEC 社は本新株予約権付社債の全てを当社株式へ転換するとともに、転換により取得した当社株式の一部について売却を行った結果、510,698株（2023年9月30日現在の発行済株式総数の2.6%）の当社株式を現在保有しております。そこで、当社は、本訴訟の提起に先立ち、本訴訟における当社の請求債権を保全するために、2018年6月26日付にて、XPEC 社が保有する、当社株式を含む振替社債等について、仮差押命令の申立てを東京地方裁判所に対して行い、同月29日付にて本仮差押決定がなされました。これを受けて、当社は、2018年7月2日付にて台湾の台北地方法院において本訴訟を提起いたしました。

これに対して、2023年12月29日に台湾の台北地方法院より、下記3. 記載の内容の判決の言渡しを受けました。

3. 本判決の内容（要旨）

- （1）原告（当社）の請求をいずれも棄却する。
- （2）訴訟費用は、原告の負担とする。

4. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を十分に精査し決定いたします。本判決による当社業績への影響を含め、本判決について今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上